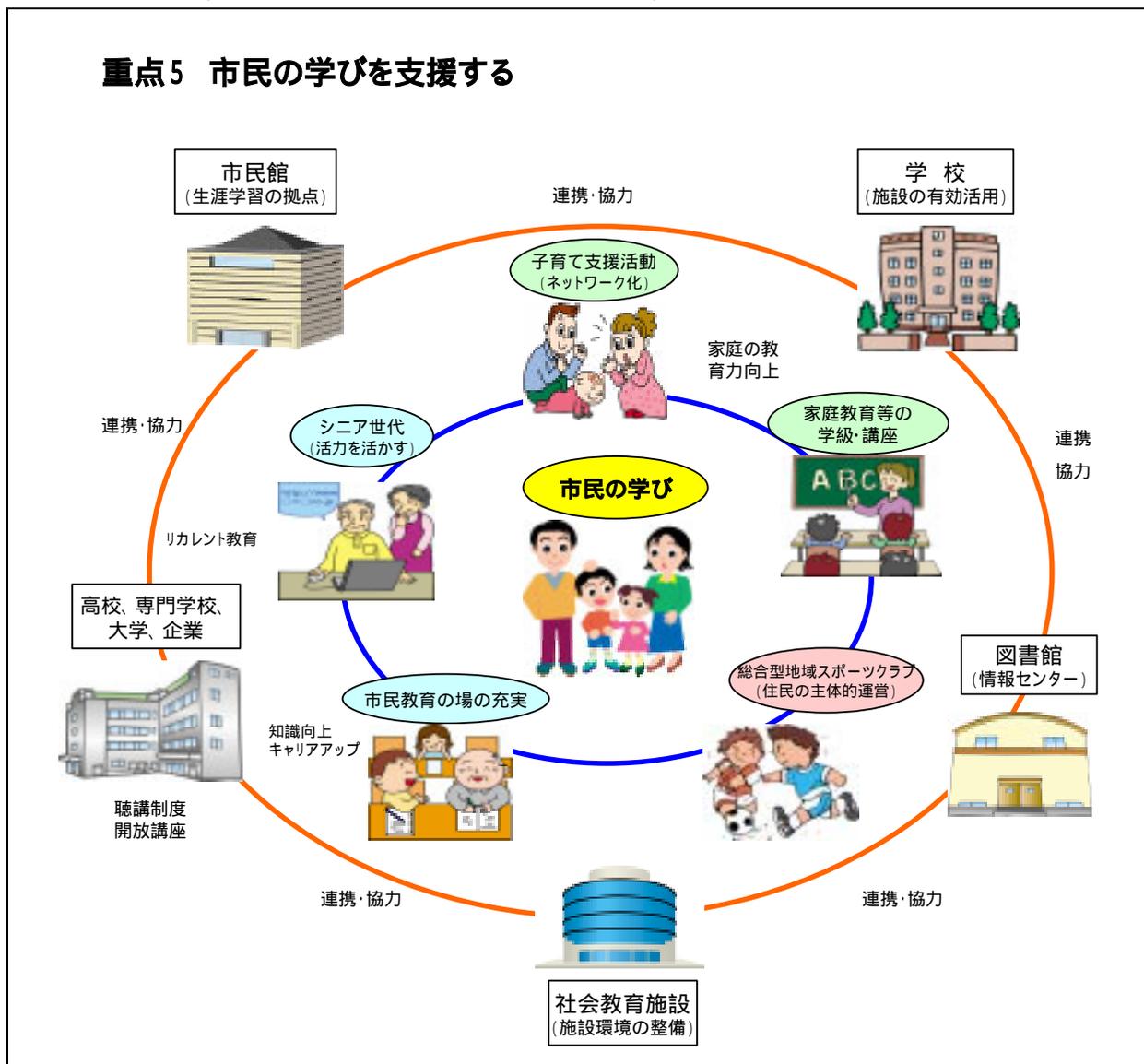


【イメージ図】(最終的なものは今年度中に作成します)



【展開する事業】

市民館を拠点とした生涯学習の推進

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

図書館機能の充実

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能(調査・相

談)の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学びや活動、社会的自立を支えていきます。

社会教育施設の整備

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学びと活動の場を保障していきます。

学校施設の有効活用の推進(再掲)

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学びや活動の場に対するニーズに応えていきます。

学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化(再掲)

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

市内の高校、専門学校、大学、企業との連携

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

家庭教育等に関する学級・講座の開催(再掲)

子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。

子育て支援活動のネットワーク化

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

シニア世代の活力を地域で活かすための支援

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPOの立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

市民教育の推進

企業、大学、地域で活躍している市民グループ等と連携しながら、市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図っていきます。

総合型地域スポーツクラブの育成

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

【スケジュール】

【スケジュール】は策定委員会の報告の内容には含まれません。

完成版の【スケジュール】は総合計画との整合など、局内・庁内の事業調整を経て今年度中に公表するプランに盛り込みます。

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が学校の活動や、地域における教育の施策づくりに参加・参画できる仕組みをつくることで、分権と市民参画による本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

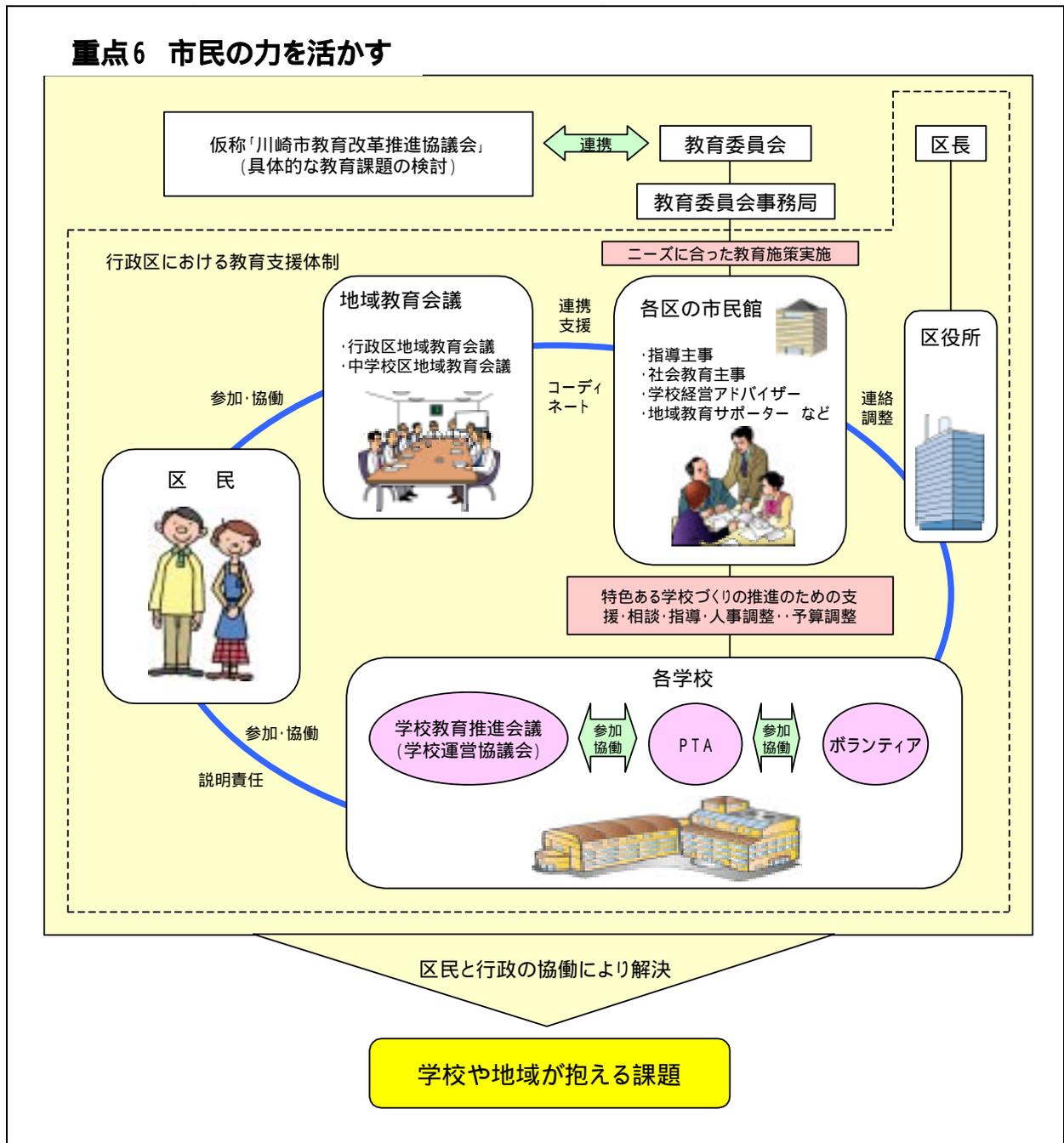
【内容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区における市民の参画と協働を促進します。

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【イメージ図】(最終的なものは今年度中に作成します)



【展開する事業】

学校教育推進会議の活動促進(再掲)

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

地域運営学校の設立の検討(再掲)

保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれ

た信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会の設置を検討します。

行政区・中学校区地域教育会議の活性化

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通してそれらをネットワークし、また行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行い、地域住民の教育行政への意見反映をも含めた、住民自治と行政との協働の仕組みづくりの一端を担う組織として機能する。

地域教育サポーター制度（再掲）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

地域人材等の活用（再掲）

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を支援するとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

行政区における教育支援体制の整備（再掲）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化

川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

【スケジュール】

【スケジュール】は策定委員会の報告の内容には含まれません。

完成版の**【スケジュール】**は総合計画との整合など、局内・庁内の事業調整を経て今年度中に公表するプランに盛り込みます。

第3章 施策体系

基本政策1 幼児・学校教育

本市の子どもたちが、確かな学力や健康な身体、豊かな人間性を備え、たくましく生きる力を身につけることを目指します。また、地域の教育資源や地域人材を教育活動に活用するとともに、学校経営などに対する保護者等の参加、参画の仕組みを整えることで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。さらに、子どもたちの成長に大きな役割を果たす教職員の力量形成と自己成長を支援するとともに、学校施設・設備については、地域における施設の有効活用も視野に入れた整備を行い、施設の充実を図ります。

基本施策 1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と学力の育成

子どものこころとからだが健やかに育つことは、社会の願いです。人間のこころとからだの形成期ともいえる一生で一番大事な時期にある子どもたちが、健やかに成長していくことができるようにすることが大切です。さらに知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力などからなる確かな学力を身につけていくことで、すべての子どもたちに「生きる力」をつけることを目指します。

基本施策1-1では、子どもたちが生涯にわたって健やかに成長するための基盤となる力をつけることをねらいとする施策を行うことを目的としています。また、多様な教育機会を保障するため、障害のある児童生徒や外国人、いじめ・不登校児童生徒等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

<展開する施策>

(1) いのちの教育・こころの教育の一層の推進

これまで本市は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極的に取り組み、人権教育を教育施策の基本理念としてきました。この姿勢を継続し、より一層、子どもたち一人ひとりが自信と誇りをもって生きていけるよう、自尊感情を育むと同時に、他者を大事にし、ともに生きる力の育成を目指した施策を推進します。

具体的な事業

いのち、こころの教育の推進 重点施策 1-

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守

る子どもを育てます。

人権尊重教育の推進 重点施策 1-

「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

子どもの権利学習の推進（再掲 1-1-(5)- ）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動のなかで、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるように子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

性に関する教育の充実

学校・家庭・地域が連携し、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。

（２）いじめ・不登校等への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、学校・家庭・地域が連携して、早期発見・早期対応のための体制と不登校児童生徒等に対する相談・支援体制を充実します。また、教職員の人権意識の啓発などにより体罰等の根絶に向けた取組を進めます。

具体的な事業

いじめ・不登校等への対応

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組の充実を図ります。

不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、学習活動やグループ活動等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実、児童相談所やNPO法人、フリースペースなどの関係機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。

人権侵害を防止するための研修等の充実

学校内における体罰・セクハラ等の人権侵害を防止するため、人権研修や啓発を充実させ、より人権意識を高めます。また、体罰・セクハラ等に対して、学校・家庭・地域及び専門家等の連携や相談機能の充実により、早期発見・解決に向けた体制強化を図ります。

（３）健やかな身体の育成

低下が懸念されている子どもたちの体力の向上を図るとともに、けが・病気の予防や「食に関する指導」、等を行うことで、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育みます。

具体的な事業

子どもたちの健康・体力の向上 重点施策 1-

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

部活動の充実

学校部活動における外部指導者を導入・拡充したり、市内、地域の各種団体や地域で活動するスポーツ指導者等と学校の指導者との連携を図ります。また、学校間の連携による合同練習の実施を推進します。

健康教育の充実

定期健康診断等を実施し、病気の早期発見や治療に向けての啓発に努めます。また、生涯を通じて健康を増進し、病気を予防する「一次予防」を重視して、豊かな生涯づくりを目指すため、計画的に健康教育を推進します。

子どもたちへの「食に関する指導」の充実

学校給食を通して、バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを教え、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう、「食に関する指導」を学年に応じて、計画的に推進します。また、栄養教諭により「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行います。

学校給食の充実

小学校給食では、衛生管理面における取組を一層強化するとともに、献立内容の充実を図り、安全・安心で、おいしい給食を実施していきます。また、給食調理業務の委託にあたっては、保護者や地域の要望に配慮しながら、民間委託化についての検証結果を踏まえて進めていきます。

中学校では、ミルク給食を実施するとともに、栄養バランスに配慮したランチサービス方式を展開します。また、高等学校定時制課程における夜間給食のあり方についての検討を行います。

薬物乱用防止教育の充実

薬物が身体に与える影響や被害の深刻さを理解するための授業や、啓発活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの薬物への接触を追放する地域社会の環境づくりの推進を図ります。

(4) 確かな学力の育成